

社会福祉法人紫翠会役員・評議員等の報酬並びに旅費日当に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紫翠会の役員・評議員及び顧問に支給する報酬並びに旅費日当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事長、理事及び監事をいう。

(役員及び評議員・顧問の出席報酬等)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したとき及び評議員・顧問が会議等に出席したときは、別表1により、1日分報酬及び日当を支給する。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び日当は、これを支給しないものとする。

2 交通費は、原則として公共交通機関を利用したものとして支給する。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、陸路1キロメートルにつき37円を支給する。

(勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び日当を支給する。

2 理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び日当を支給する。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び日当を支給する。

なお、理事が内部監査人として監査の業務にあたった場合は、別表2の監事監査指導業務に準じた報酬及び日当を支給する。

4 評議員が評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び日当を支給する。

5 顧問が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び日当を支給する。

6 交通費は、原則として公共交通機関を利用したものとして支給する。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、陸路1キロメートルにつき37円を支給する。

(出張旅費)

第5条 役員・評議員及び顧問が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報

酬、宿泊費及び日当を支給する。

2 宿泊費については、実情を考慮し増額することができる。

3 交通費は、通常の経路及び方法により計算し、その実費を支給する。

一 車賃の額は、陸路1キロメートルにつき37円を支給する。

二 鉄道賃の額は、グリーン車・座席指定料金を適用する。

三 航空賃の額は、エコノミークラス料金を適用し、現に支払った額とする。

また、航空賃額の確認は、旅行者が提出する当該領収書の原本及び航空券の半券若しくはこれに類する書類により行う。

4 業務遂行に必要な経費の実費を原則として支給できる。

5 旅費等は、原則として出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(報酬の支給総額)

第6条 役員及び評議員の報酬については、各年度の支給総額が、それぞれの次の金額を超えない範囲を限度とする。

理事報酬	支給総額	250万円
監事報酬	支給総額	50万円
評議員報酬	支給総額	100万円(定款の規定による)
顧問報酬	支給総額	100万円

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成26年3月1日に遡って施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月23日より適用する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日より適用する。

別表 1 (日額)

名 称		報 酬	日 当	備 考
理事会及び評議員会出席	理事長	10,000 円	7,000 円	
	理事・監事	7,000 円	5,000 円	
	顧問	7,000 円	5,000 円	
評議員会出席	評議員	7,000 円	5,000 円	

別表 2 (日額)

名 称	報 酬	日 当	備 考
理事長業務	10,000 円	7,000 円	
理事業務	7,000 円	5,000 円	
評議員業務	7,000 円	5,000 円	
顧問業務	7,000 円	5,000 円	
監事監査指導業務	10,000 円	5,000 円	

別表 3 (日額)

名 称	報 酬	宿泊費	日 当	その他	備 考
理事長	10,000 円	16,000 円	7,000 円	実費	
理事・監事	7,000 円	14,000 円	5,000 円	実費	
評議員	7,000 円	14,000 円	5,000 円	実費	
顧問	7,000 円	14,000 円	5,000 円	実費	